

第2次武豊町社会福祉協議会中期経営計画

(令和6年度～令和10年度)

わたしたちは 地域の人々のつながりを大切にし 一人ひとりの
「ふだんの 暮らしの しあわせ」をともに追求します



令和6年3月

社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会

はじめに

人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い、価値観や生活のスタイルも多様化し、情報通信技術の急速な多角化による情報格差や家族の在り方・働き方も変わり、地域における福祉ニーズや福祉課題も、子どもの貧困、ヤングケアラー、ひきこもり、認知症対策、ダブルケア、8050問題等、これまでになく多様化し、複合的になっております。

現在、国では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域の中で暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められています。また多世代交流、多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備し、層で支える重層的なセーフティネットの構築を目指した「重層的支援体制」の整備が進められています。

そのような中、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の取り巻く社会状況や求められる役割の変化に対応し、地域福祉を推進する団体としてこの使命を達成するために、本会の取り組みをふりかえり、本会の目指す方向を中長期的視点で定めるとともに、組織改革のための目標と方針を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取組を示すため、第二次中期経営計画を策定しました。この計画は、武豊町地域福祉計画と一体的に策定しており、地域福祉の大きな推進力となるよう取り組んでまいります。

職員一人ひとりが使命感を持ち、求められる役割を最大限発揮し、本会の使命である“福祉でまちづくりを進める団体として、「みんなでつくる やさしい心があふれるまち たけとよ」を目指すこと”の実現に向けて、行政や地域住民、関係機関と手を携え、地域福祉の推進には、欠かせない存在となるよう経営や組織基盤の強化に努めてまいります。

令和6年3月

社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会

目次

I 計画の概要

- 1 中期経営計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 中期経営計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 事業展開及び整理・検討の基本的な考え方・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 第1次計画の取り組み状況及び評価

- 1 取り組み状況と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 第2次計画に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

III 本会が抱える課題

- 1 部門ごとの現状把握、経営課題について・・・・・・・・・・6

IV 計画の体系

- 1 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 使命、理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 目指す方向性（経営ビジョン）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

V 具体的な取り組み

- 1 経営戦略及び実施項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

VI 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 検証・進行管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

I 計画の概要

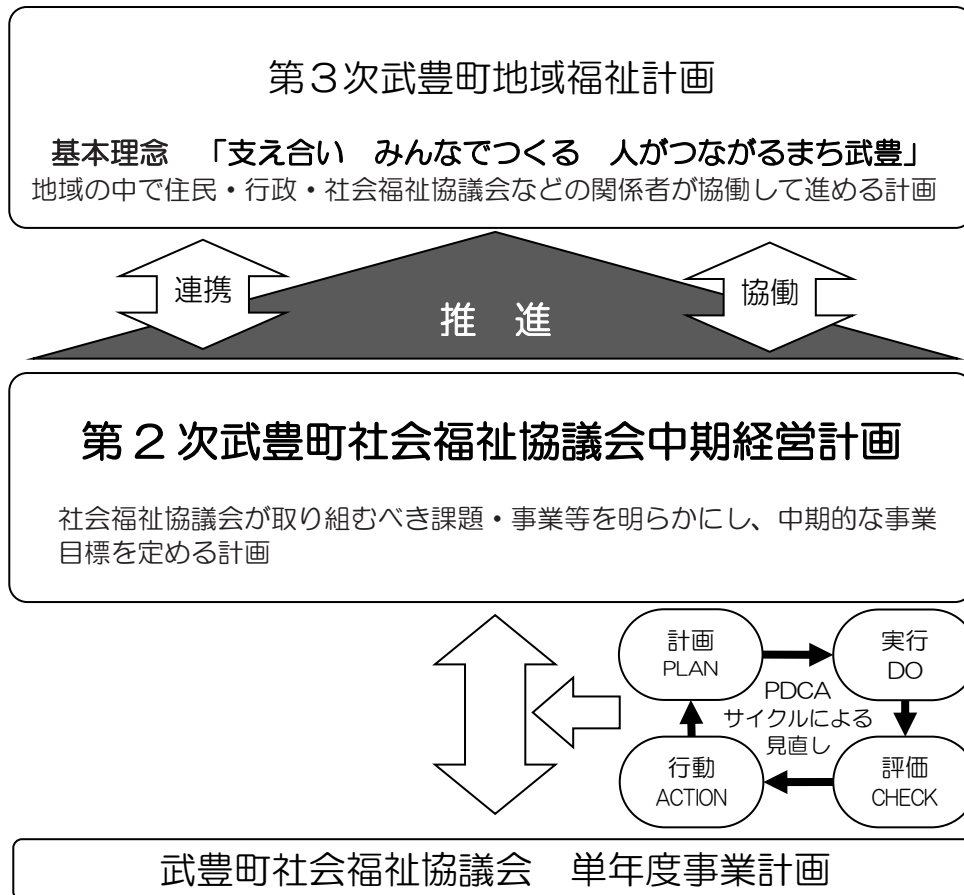
1 中期経営計画とは

本会の使命や経営理念を明確にし、地域福祉を推進するために必要な人材や財務などの経営面をどのように整備するか戦略を立て、計画化するものです。

2 計画の位置づけ

令和3年4月から令和5年3月にかけて、行政と本会が協働して、幅広い住民参加を呼び掛けながら「第3次武豊町地域福祉計画」を策定しました。この計画実現のためには、推進役となる本会の事業が一体的に機能することが不可欠です。中期経営計画は、武豊町地域福祉計画と相互に整合性をとり、連携・協働しながら地域福祉を推進するために、本会に必要な経営や組織基盤に関する計画として位置づけています。

武豊町地域福祉計画と中期経営計画の関係図



3 事業展開及び整理・検討の基本的な考え方

市区町村社会福祉協議会は、地域の実状に応じてさまざまな事業を実施しています。これが社会福祉協議会の特徴である一方で、地域社会のニーズに応える組織体制を考慮し、実施する事業の柱と方向性を整えることが極めて重要です。

本会においても、事業が多岐にわたるため、業務種別に応じた部門構成をしており、中期経営計画の策定にあたっては、部門ごとに事業の整理・検討を行っています。

部 門 名	実 施 内 容
① 法人経営部門	適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事管理をはじめ、組織全体に関わる企画・調整等を行う部門
② 地域福祉活動推進部門	地域住民やボランティア、各種団体・機関と連携・協働して、地域生活課題を把握し、課題の解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じて地域福祉への関心を高め、主体形成を図る部門
③ 相談支援・権利擁護部門	相談や資金貸付、手続代行、金銭管理、情報提供等の業務を通じて、高齢者、障がい者、生活困窮者等を支援し、権利を擁護する部門
④ 介護・生活支援サービス部門	介護保険サービスや障害福祉サービスのほか、市区町村からの受託による介護・生活支援サービス等を法令や契約に基づき運営するとともに、制度の狭間の地域生活課題にも対応する部門

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。

第3次武豊町地域福祉計画は、令和5年度から令和9年度までの5カ年計画となっています。

本計画は、地域福祉計画との連動性等を考慮し、必要に応じた見直しをします。

	R6	R7	R8	R9	R10
第2次武豊町社会福祉協議会 中期経営計画	→	→	見直し	→	→
第3次武豊町地域福祉計画	→	→	見直し	→	

Ⅱ 第1次計画の取り組み状況及び評価

1 取り組み状況と評価について

第1次計画（平成24年度～平成29年度）は、本会として中期経営計画を推進するため策定しました。使命及び理念のもと、法人運営部門、地域福祉活動部門、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門、施設管理部門の事業ごとに、地域福祉計画関連項目や取り組みの方向性を掲げ、取組項目、取組内容を設定し、各年度で進捗状況の評価しながら取り組んできました。

この評価は、武豊町社会福祉協議会発展・強化計画の中で、部門別の重点プランについて、事業評価を5段階評価で取りまとめたものであり、その達成状況等を整理することで第2次中期経営計画に役立てました。

重点プランの取り組み項目に対する評価基準

評価の基準は下記の5段階とする。

評価	達成状況
A	100%達成＝この事業については現段階で目標を達成している
B	75%達成＝おおむね達成に近づいている
C	50%達成＝事業は進行中であり、次期計画でも継続が必要
D	25%達成＝事業はスタートしたが、内容の再検討が必要
E	0%＝事業未着手、着手困難

【総評】

※達成状況（平成24年4月1日～令和6年3月31日までの達成状況）

《武豊町社会福祉協議会発展・強化計画事業評価表》

部門名	重点課題	取組項目	取組内容	評価				
				A	B	C	D	E
法人運営部門	組織体制の強化	部門間での人事交流・人事異動の運用	社会福祉協議会事業の全体の理解と組織体制の強化が図られるよう運用します			○		
		部門責任者会議の充実	組織体制を強化し、部門責任者の会議を定期的に実施します		○			
		人事考課制度の導入検討	人事考課制度の導入を図ります			○		
	自主財源の確保	福祉基金の適正な運用と果実の有効利用	金融機関の金利動向を適正に把握しながら、果実（利息）の増加につなげ、有効な基金利用を行います			○		
		会員募集事業の強化	会費の使途の明確化・還元内容について、より身近に感じてもらえるよう地区への出張説明会を行います			○		

部門名	重点課題	取組項目	取組内容	評価				
				A	B	C	D	E
法人運営部門	自主財源の確保	赤い羽根共同募金運動の強化	身近に共同募金を感じてもらえるよう募金方法を工夫するとともに、公開プレゼンテーション方式により団体への助成金交付や寄附金付き自動販売機の導入を図ります			○		
地域福祉活動部門	支え合い体制づくり事業	職員地区担当制の実施	自治区ごとに担当職員を配置し、担当地区内の個別ニーズ・地域課題の把握や、地域事業の実施支援・各種事業提案を行います		○			
		地域アセスメントの実施	地域課題に対応した事業を展開するため、自治区ごとの基礎データの把握・分析（アセスメント）を行います			○		
		地域支援計画の作成	把握した地域情報をもとに、地域ごとの支援計画「(仮)地域カルテ」を作成します					○
		住民参加による地域課題の共有化と学びあい	支え合い体制づくり事業（講座や住民懇談会等）を通して、具体的な地域課題の把握や意見集約を住民とともに進め、地域の核となる人材発掘をします			○		
		地域単位での見守り・支え合い活動体制の推進	把握した地域課題について、地域内で解決を図るとともに、日常的に顔の見える関係づくり（あいさつのあふれるまちづくり）や見守りができるよう、地域と一緒に取組めます			○		
	ボランティア等地域福祉活動者による協働推進会議	ボランティア・地域活動者等による協働推進会議（仮称）の開催	町内のボランティア団体・NPO・地域活動者との協働による企画運営を進めます			○		
緊急・災害時支援体制推進事業	要援護者の支援体制の協議・方針の決定	行政関係部局との連携を強化し、災害時に想定される動きを整理するとともに、社会福祉協議会の支援内容を明確化します				○		
	要援護者支援事業の実施	災害時における要援護者の課題について、当事者や地域関係者と共有をし、有事に備えた体制づくりを進めます				○		
	災害に備えたマンパワーの養成	災害ボランティアセンターが、円滑に運営できるようコーディネーターの養成とフォローアップ講座を実施します		○				
福祉サービス利用支援部門	福祉の総合相談支援事業の充実	職員体制の調整	地域包括支援センターの専門分野で対応する職種のうち、未採用の保健師の採用と相談件数の増加にあわせた相談員の増員を含めた検討を行います			○		
		専門相談に対する人材の確保	精神障がいや発達障がい、ひきこもりといった専門的な知識が必要な相談に対応できる人材を確保します	○				
	介護予防事業の充実	憩いのサロン事業	事業の見直しと課題を整理し、新たな内容での憩いのサロンを検討。また、徒歩で行ける範囲での憩いのサロンを充実させます		○			
	介護予防教室	介護予防教室	個別課題を把握し、一次予防事業と二次予防事業を切れ目なく自立支援型サービスとして継続するため、各関係機関と連携し実施します			○		
二次予防事業(特定高齢者把握、通所・訪問事業)		介護保険認定者以外の65歳以上の方へ基本チェックリストの郵送、特定高齢者に健康課等関係機関と連携し、はつらつ広場を開催します。また、参加しない方には訪問指導を実施し、毎年特定高齢者に該当している方に対し、支援を強化していきます			○			

部門名	重点課題	取組項目	取組内容	評価				
				A	B	C	D	E
	認知症サポーターの養成とフォローアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座、認知症フォローアップ研修会の開催	認知症を理解し、認知症の人と家族を見守る、認知症サポーターを一人でも多く増やし、安心して暮せるまちづくりのために、地域における支援者の養成を図ります			○		
在宅福祉サービス部門	居宅介護支援事業・訪問介護事業の実施	居宅介護支援事業所の運営と体制づくり	困難ケースに対応できるよう知識の習得、資質の向上に努め、関係機関との連携に努めます。増大するケースに丁寧な対応ができるよう職員体制を整えます。介護保険制度の説明、暮らしに役立つ情報等の発信を行います			○		
		生活支援サービス事業の実施	制度の狭間にあるケースへの支援を独自サービス（有料）として提供します			○		
施設管理部門	障害福祉サービスセンターの機能充実	生活介護・就労継続支援事業	障害福祉サービスの充実		○			
		法人化・設立	障害福祉サービスセンターとしての機能充実を図るため、当事者団体、関係団体とともに検討を進め、社会福祉協議会とは別の法人の設立を目指します					○

2 第2次計画に向けて

第1次武豊町社会福祉協議会発展・強化計画は、中期経営計画を推進するため、使命、理念、経営ビジョン、基本的な考え方などを含めた初めての計画として策定しました。

第1次計画を実施する中で課題となった事項については、引き続き実施していきます。

第1次計画を策定後、予定の期間より長期的に経過しましたが、その間、地域ニーズに応じた事業を実施していくためには、経営や組織基盤の強化など非常に重要であると改めて認識しました。

第2次計画では、新人を含めた全職員で内部環境や外部環境から分析した現状、課題等を挙げ、プロジェクトチームによる目指す方向性や経営戦略を掲げ、「人材」「財務」「組織」等経営面も重視し、将来的なビジョンに向かって達成できるような計画を策定していきます。

Ⅲ 本会が抱える課題

1 部門ごとの現状把握、経営課題について

本計画を策定するにあたって、部門（係）ごとに現状を把握し、強みや弱み、経営課題を分析しました。本会が抱える課題を整理すると次のようになります。

●経営戦略課題について

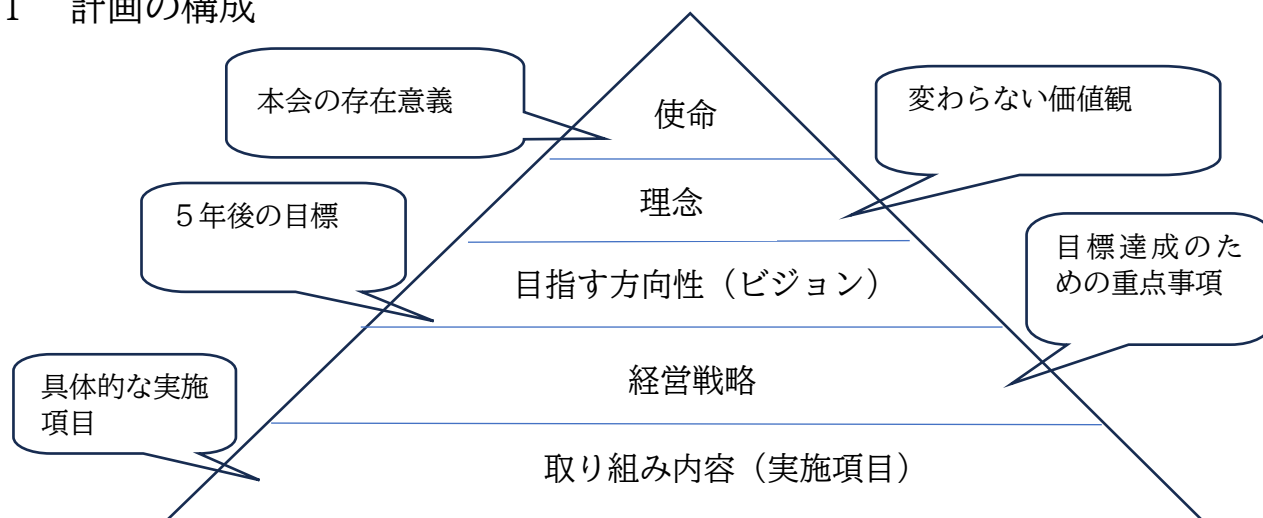
項目	現状の姿		現状の課題
	強み（できている）	弱み（できていない）	
I 法人経営部門	(1) 理念に基づく計画的な経営 虐待防止や感染対策、BCP等に関する規定等を策定・見直し、法令遵守に努めている。 各係の打合せ等を定期的に実施し情報共有でき取り組んでいる。他の係と協力し、夏休み子ども食堂等事業を展開する事ができている。	理事会では、決議案等に対して意見等少なく議論があまり行われていない。 職員全体が日々の業務での経営（予算の項目、残額等）を意識していない。	法人経営に対し、より活発な意見・議論が行われるよう継続して工夫が必要。 新人職員も採用され、新規事業も増える中、職員全体で日々の経営を意識し業務に取り組めるよう体制を整える必要がある。
	(2) 人材確保・育成・定着支援 ハラスメントの規定等を見直し、対策等を講じている。ストレスチェックの実施後、ストレスの高い職員への面接等実施している。 非常勤職員の公正な処遇等を確保できている。育休、介護休、病気休暇等を希望通り取得できている。 公的資格等取得支援を実施し、毎年数名申請がある。 増員する介護予防支援の利用者を断らずに対応している。 町内の居宅介護支援事業所が対応できないケースに絞って対応している。	全職員の中で主査の割合は、増えたが、各事業の遅れ・部門間での連携不足等がみられ、マネジメント等を担う職員が不足。 非常勤のケアマネやヘルパー、生活支援員等専門職の募集をしても問合せがなく不足したままの状況。 増加する一方の利用者に対して、対応できる担当者が不足している。 介護予防支援業務に人員を割かれることで、他の業務遂行に支障がでている 社協でしか対応できないケースがない状況。	新規事業が増え、職員も増えたことで、新人・中堅などさまざまな立場の職員がいるため、それぞれの立場で能力を発揮できるよう体制を整える必要がある。 専門職の確保が困難になってきているため、処遇等の充実を図り、広く募集できるよう整備が必要。 実施すべき事業の選択を行い、事業によっては受託をやめる、外部に委ねるなどの整理をする。 時代に即した多様な働き方に対応できるように在宅勤務や短時間勤務などに対応できるようにする。 町内の居宅介護支援事業所が困難ケースに対応できる力を持っているので、今後社協での居宅介護支援事業を継続するかどうか検討が必要。
	(3) 財源確保 会費、寄附、共募等民間財源や補助金、委託金等公的財源、介護報酬等の事業収入財源の多様な財源の確保や活用はできている。 委託事業の適正化として、適切に算定し、必要な委託費の確保が出来ている。	コロナ禍の影響等で、会費や共同募金が年々減少し、確保が困難になっている。 居宅介護支援だけでは十分な収入となっていない（補助金がなければ継続できない）	自主財源（会費、共募等）の確保、拡充ができるよう募集方法等の見直しが必要。 町内の居宅介護支援事業所が困難ケースに対応できる力を持っているので、今後社協での居宅介護支援事業を継続するかどうか検討が必要
	(4) 構成員・会員 賛助/特別会員に対して、各担当から会費の使途や目的等について丁寧に情報提供し、多様な企業等へ呼びかけ、新規獲得ができている。	一般会員については、自治会を通じて徴収しているが、区長等役員の負担が大きく区への加入の減少に伴い、減少傾向。	会費や共募の協力に対して、自治会の負担が大きいため、区長さん他、不満が出てきている。今までの助成金等以外に、事務手数料等検討し、継続してもらえるよう時期や方法等見直しが必要。
	(5) 行政とのパートナーシップ 行政と定期的な会議や打ち合わせ等の場を持ち、意見交換、情報共有等できている。社協の事業報告等で映像やデータを活用し、見える化できている。行事でのアンケート等をまとめ、行政に報告（計画策定時等）できている。	毎年行政の担当職員の異動で社協の事業への理解不足が心配される。	行政の担当者の異動等に備え、今後も各課との連携推進や社協の事業・活動への理解促進の継続が必要。
	(6) 広報、情報発信 多様な媒体を活用して積極的な広報ができている。地域のメディア関係者、地域の支援者、社会福祉法人等を介して社協の事業等を発信できている。 広報活動にあたり、写真の投稿などでプライバシー侵害等に十分注意できている。 毎年6月末、法令に基づく情報公開手続きを確実に実施している。	隔月に広報誌を作成し、自治会を通じた加入者、法人会員には、定期的に配布しているが、社協会員ではない方々には、公共機関等に設置しているのみで情報が届いていない可能性がある。	今後も地域福祉の推進や社協への賛同者（会員）を増やすため、社協の事業・活動等の発信、情報公開の適切な実施が必要。

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み (できている)	弱み (できていない)		
Ⅱ 地域福祉活動推進部門	(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	自治会ごとに担当職員を設置している。アンケート、ヒアリングによるニーズ調査ができている。福祉団体との関わり、地域福祉協力員と協力して動いている。福祉団体の事務局をしている。ボランティア交流会やボランティア塾、サマーボランティア講座等を通して多世代の住民が福祉活動に関わるきっかけを作っている。サロン・子ども食堂等の交流の場を作っている。	自治会の住民さんに、社協の職員が知られていない。福祉団体の活動と地域との関係性が薄い。地域課題の共有ができていない。小学校区単位の小規模の窓口拠点がない。	福祉団体と地域の繋げ方を探す。(福祉教育など)問題課題の共有方法を探す。相談対応できるような小学校単位の小規模窓口の設置。
	(2) 住民主体による福祉活動の推進	おとなりカフェの運営をしている。サロン活動を行っている。ボランティアで住民が住民とつながっている。自主防災会等活発に活動している。配食・応援隊・見守り隊を行っている。住民の地域福祉活動を支援推進することができている。町内のボランティア団体によって福祉実践教室の実施している。住民の参加を得て、共募の公開プレゼンやイベント募金等募金運動を実施できている。	個別課題から地域の課題として繋がられていない。ボランティアがいつも同じ顔ぶれ。新たな活動者増えない。当事者の組織化が難しい。災害時、企業との協力体制ができていない。特定の地域生活課題を取り上げるテーマ型募金の活用ができていない。	関りの無い人が社協に気楽に立ち寄りたくなるようする。ボランティア高齢化の解消。新たな活動者の育成。個の問題を地域の問題ととらえていく活動を増やす。地域福祉実践と共同募金運動を連動させるため、テーマ型募金の活用を検討する必要がある。
	(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開	配食・応援隊・見守り隊で個別に関わっている。スマホ教室の実施している。個別支援に対するボランティアへの働きかけができている。(配食・応援隊・見守り隊) コミュニティーソーシャルワーカーの配置はできつつある。	アウトリーチができていない。担当地域の地区の状況が把握できていない。企業との接点が薄い。地域生活課題の発見が遅れている。事例を共有する場がない。	各部門での情報の共有をできるようにする。新たな社会的課題に対する新規事業の検討・実施が縦割りの解消。
	(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画	福祉課から委託を受け、第3次地域福祉計画まで策定できている。行政と連携して作成している。	地域福祉活動計画はできていないが、福祉課と連携し、充実した地域福祉計画の策定に取り組んでいる。住民支援が必要な当事者を巻き込んだ策定になっていない。	今後も行政と協働して地域福祉計画に、社協の役割、機能、地域福祉推進に向けた重点実施項目等を位置づけ、策定への参画が出来るよう取り組む必要がある。
	(1) 包括的な相談と支援	包括支援センター、障害相談支援事業などの相談窓口を設置している。福祉関連の相談に対応できるよう福祉資格を保持した職員を配置している。アウトリーチを実施している。相談係内での状況共有会議や事例検討を行っている。サービスに当てはまらない人の個別相談を受けている。自ら声を出すことが出来ない方に対してアウトリーチしている。地域の気になる事を住民から社協に伝えてくれる。	機能別の相談窓口としての周知は行えているが、「総合相談窓口」としての周知は不十分。アウトリーチできる職員が少ない。相談の複合化、複雑化により、解決しにくいケースが増加し対応が困難になっている。	制度的(予算根拠による)相談窓口名称とかわれず、住民にとって「福祉総合相談」を実施していることを、わかりやすくシンプルに周知することが必要。相談に訪れることができない人を地域住民がキャッチして、専門職の窓口へ届きやすい仕組みをつくることが求められる。表面化していない困りごとを捉えるための仕組みが必要。地域の住民を巻き込んだ包括的支援体制を整える必要有。包括的な相談窓口として、周知と広報が必要。
(2) 相談支援業務のマネジメント	ケースの内容に応じて係が横断的に複数名で対応している。専門的な知識が必要な事例について、弁護士や社会保険労務士などに助言を得ることができる。積極的な研修参加により、有資格者が多く専門的な相談対応ができる。福祉職だけでなく、弁護士や社会保険労務士に相談することができる。	事例検討は行っているがスーパービジョン体制は未構築。相談支援係で把握した地域生活課題を地域福祉活動推進部門でも一緒に検討することはできていない。相談内容の情報共有や記録方の統一化はできていない。記録に係る事務量(時間)が多い。個別課題を地域課題としてとらえ、地域づくりに生かすことができていない。	職員がバーンアウトしないよう、また職員異動があっても同等の対応が行ってけるよう、スーパービジョンや教育指導体制づくりが必要。個人情報保護に配慮しつつ、支援記録や情報共有する方法が必要。職員の専門性を高める必要がある。まだまだ地域のことについて知らないことが多いため、さらなる地域への介入が必要なのでは。より効率の良い相談支援事務の仕方を考える必要有。	

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み (できている)	弱み (できていない)		
(3) 地域における多機関協働の推進	重層的支援体制整備事業を開始し、さまざまな行政機関と一緒に事例検討を行うことができている。 地域福祉サービスセンターと地域包括支援センターで全世代、誰の相談でも対応できる。 福祉事務所や役場と情報共有や連携をしやすい。 関係機関と良好な関係があり、連携がしやすい。	地域の相談機関や事業所等のリスト化はできていない。 合同、統一の事例検討会はできていない。 地域福祉サービスセンターと地域包括支援センターで相談内容の情報共有や記録をする方法が統一されていない。 多機関でのケース検討会の開催が少ない。 地域福祉サービスセンターと地域包括支援センター以外の部門と連携がとれていない。	生活に困難を抱えている人を支援するために専門職による相談支援だけでなく、生活主体者である住民とともに解決できる取組みをすることが必要。 専門機関の相談職だけでなく、地域の中で困りごとをキャッチしている民生委員児童委員、その他相談を行っている人たちとの合同事例検が必要。 社協全体での相談記録作成の一元化をする必要有。 社協全体でのケース検討会の開催をする必要があるケース有り。 重層的支援体制整備事業に関係するケース検討会を開き、多機関協働での支援体制を厚くしていく必要がある。	
(4) 権利擁護支援の体制整備	日常生活自立支援事業を法人内で行っており必要な人の手続きを実施。 法人後見を行う機関が広域設置されており、共同して申立手続きを行っている。 日常生活自立支援事業を行っていることと権利擁護支援センターとの連携により権利擁護支援体制ができている。	法人後見は行っていない。 死後事務や入院・入所の身元保証の課題対応には都度対応しているが、体制・体系的には行っていない。 身寄りのない方の施設入所時や入院や手術といった身元保証が必要な時、対応する体制がない。	一人暮らし、身寄りがいない、生活困窮者が増える中で、場あつり的ではない身元保証、入院・入所時の支援について一定のルールに基づいた体制が求められる。 ひとり暮らしなどの身寄りのない方が増えていくことで、契約行為が出来ない方のための身元保証の制度づくりが必要になっている。 日常生活自立支援制度や成年後見制度の対象とならない方の権利擁護の仕組みが必要。	
IV 介護・生活支援サービス部門	(1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施	制度でできない部分を暮らし応援隊につなげるなどしている。 様々な理由で組の参加が出来ない人へ広報を渡す、区費や回覧板の対応等適切な形を取れる手助け等行っている。 個人のニーズを訪問業務に反映させている。 利用者一人一人に合わせたサービスの提供をしている。 宿泊体験を行っている(泊りの体験企画を行っている)。 他事業所と利用者のことで、情報をやりとりしている。 地域向けのイベントを行い、地域の方が足を運びやすいようにしている。	制度の枠での業務と、ニーズに対して柔軟な個別対応がヘルパーとしての立場上対応が難しい。 障がい者が地域で暮らし続けるサービスが少ない。特に重度の方のサービスが無い。 事業所以外の障がいを持った方の余暇支援が少ない。 多賀産産所の建物の老朽化(築40年)と耐震に不安がある。	個別ケースへの対応出来ているものの、個別支援から地域支援への繋がりが弱い。 障がい者が地域で暮らし続ける仕組みづくり。 障がい者の地域での余暇支援。 多賀産産所の耐震補強。指定避難所としての確立。
	(2) サービスの質の向上、経営基盤強化	町の委託事業(子育てヘルパー、ゴミ回収等)を運営している。 役場からの信頼が厚く、困難事例にも対応している。 訪問介護を通して多問題家族へのつながり、対応の多職種連携を図る事ができる。 町内外ヘルパー事業所との関係が良好で、定期的な会を開いたり、随時情報交換する事で知識・技術の向上を図る事が出来ている。 ヘルパー利用者の自立に向けた支援できる。 利用者、保護者向けに年1回満足度調査を行っている。 知的障害だけではなく、身体、精神の方も利用している。 障がいに関する仕事の経験年数が長い職員が多い。	ヘルパーの高齢化。 人材不足で積極的に受け入れできない。 部門同士の情報共有が不十分。 加算取得で事務量・残業増加。 最低賃金が上がり扶養内で働けないヘルパーが増えている。 実績や収支の分析が不十分。 ICT導入について精査できていない。 定員があるため加算をとっても、収入が頭打ちになる。 利用者が高齢化してきている。サービス変えなどで退所すると収入が減る。 新規利用者が獲得できていない。 職員の人材確保が難しい。	ヘルパーの人材不足による受け入れの消極化。 関わっている利用者に対して部門間の情報共有が不十分。 人材不足を補う業務効率化に向けた取り組み。 地域の障がい支援力向上のため、自立支援協議会での他事業所との交流強化や情報の共有。 いろいろな所外を持った方や、他の事業所で難しい障がい者の受け入れ。 若い人たちの人材育成。

IV 計画の体系

1 計画の構成



2 使命、理念

【使命】

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を進める中核的な団体であることが、社会福祉法第109条の中で示されています。

本会が担うべき、「使命」を以下のように示します。

【使 命】

「みんなでつくる やさしい心があふれるまち たけとよ」

【理念】

本会は、この使命を達成するための変わることのない組織の価値観として、経営理念を次のとおり掲げます。

【理 念】

わたしたちは、地域の人々のつながりを大切にし、
一人ひとりの「ふだんの 暮らしの しあわせ」を
ともに追及します

～理念の言葉に込めた意味～

『わたしたちは…ともに追及します』

わたしたちは、住民にとって身近な存在であるとともに、「住民主体の原則（※）」のもと、一人ひとりの生活（生き方）を見つめ、地域の力やつながりを大切にしながら、関係者と協働して地域全体を支援していくという本会の事業姿勢を示しています。

『ふだんの 暮らしの しあわせ』

「福祉とは何か」と問われた時、多くの人たちはどのように考えるでしょうか。困っている人を助けること、また、行政施策など様々な意見があるかもしれません。

わたしたち、社会福祉協議会が行うのは、「誰もが住み慣れた場所で生活していくためのお手伝い」。当たり前のことが、当たり前に行える、社会福祉協議会が考える福祉とは「ふだんの 暮らしの しあわせ」です。

※住民主体の原則：昭和37年に策定された「社会福祉協議会基本要項」の中で示されたもの

3 目指す方向性（経営ビジョン）

全職員研修のグループワークにて、目指す方向性（経営ビジョン）について話し合い、第3次地域福祉計画を踏まえ、次の3項目を本計画の目標とします。

経営ビジョン1

あらゆる「困りごと」を受け止め、ともに考え続けます

経営ビジョン2

受け手から担い手へ全ての人々が主役になれる地域づくりをすすめます

経営ビジョン3

社会情勢や変化に対応できる持続可能な組織をつくりまします

V 具体的な取り組み

経営戦略及び実施項目

【経営ビジョン1】

あらゆる「困りごと」を受け止め、ともに考え続けます

経営戦略 1-1	どのような相談も受け止められる体制を強化します
実施項目 1-1-1	あらゆる機会や場面を通じて困りごとをキャッチします
実施項目 1-1-2	業務の中でキャッチした地域生活課題を部門（係）間で共有します
実施項目 1-1-3	相談援助職に必要な態度・知識・技術の研鑽に努めます

経営戦略 1-2	関係機関と連携して さまざまな相談に対応できるネットワークをつくります
実施項目 1-2-1	分野や制度を超えた関係機関や地域住民との情報交換等を行います

【経営ビジョン2】

受け手から担い手へ全ての人が主役になれる地域づくりをすすめます

経営戦略 2-1	地域のさまざまな情報を分かりやすく提供します
実施項目 2-1-1	様々な手段や方法を活用した情報発信を行います

経営戦略 2-2	地域とともに活動できる組織体制を強化します
実施項目 2-2-1	自治会（18区）ごとに職員を配置し、地域特性の把握に努めます

経営戦略 2-3	一人ひとりを認め合い、 すべての人が活躍できる場づくりを進めます
実施項目 2-3-1	様々な状況・立場にある人達を理解するための取り組みを行います
実施項目 2-3-2	誰もが参加できる場をつくります
実施項目 2-3-3	特性・個性を活かせるサービス（機会）や事業を行います

【経営ビジョン3】

社会情勢や変化に対応できる持続可能な組織をつくります

経営戦略 3-1	安定した事業経営を行います
実施項目 3-1-1	自主財源の確保や適正な財務管理を行います
実施項目 3-1-2	理事会、評議員会の適正な運営と活性化に努めます

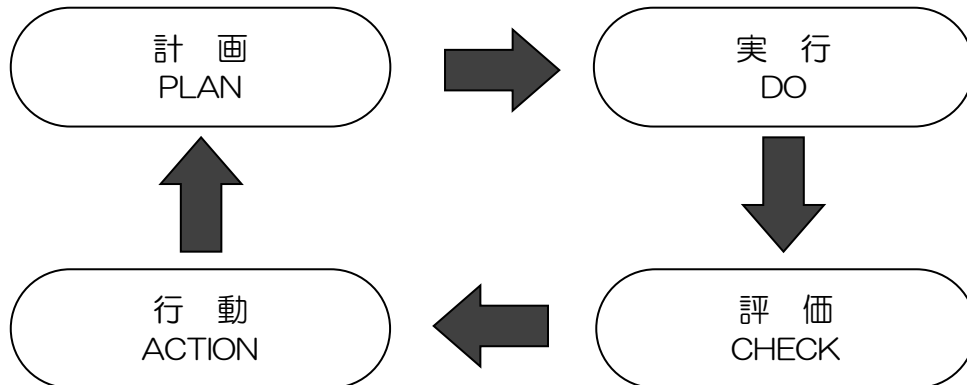
経営戦略 3-2	信頼される人材育成や組織づくりをします
実施項目 3-2-1	理念に即した人材確保や育成支援を行います
実施項目 3-2-2	安心して働くことができる職場環境の整備を行います

経営戦略 3-3	危機管理体制を強化します
実施項目 3-3-1	法令遵守の徹底をするために教育や啓発活動を行います
実施項目 3-3-2	事業継続計画（BCP）を役職員に周知するとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施します

VI 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画は、本会の単年度事業計画ならびに地域福祉計画に相互に関わるものであるとともに、地域住民やボランティア活動など、住民が主体的に取り組んでいくことも含めた計画です。計画の振り返りや実施状況を PDCA サイクルにより行い、計画の見直しにつなげていきます。



2 検証・進行管理体制

(1) 社会福祉協議会内部での検証・進行管理

計画の振り返り評価にあたっては、事業にかかわる活動従事者やボランティアの視点を踏まえながら、数量的に整理できるものは集約を行い、社会福祉協議会内部で行う「係長会議」の中で、逐次、検証・進行管理を行うとともに、必要に応じた部門間の調整を並行して行います。

(2) 理事会による検証・進行管理

内部検証したものを、理事会で審議するなど、確実な検証・進行管理を行います。

第2次武豊町社会福祉協議会中期経営計画

印刷・発行 令和6年3月
発行者 社会福祉法人武豊町社会福祉協議会
〒470-2392
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町思いやりセンター内
電話 0569-73-3104
